

役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条及び第21条の規定ならびに評議員選任解任委員会運営細則第7条に基づき、役員(理事及び監事)と評議員並びに評議員解任選任委員(以下「役員等」という。)の報酬について定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

- 2 理事のうち法人業務を行う理事に対し次の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、支給する。
 - (1) 報酬 別表1に定める額
 - (2) 賞与 別表2に定める算式により算出される額
- 3 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表3により報酬を支払うことが出来る。
- 4 役員が理事会出席外で法人及び施設運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表4により報酬及び交通費を支払うことが出来る。
- 5 評議員が評議員会出席外で法人及び施設運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表4により報酬及び交通費を支払うことが出来る。
- 6 監事が法人及び施設運営を指導又は監査の業務に当たった場合は、別表4により報酬を支払うことが出来る。
- 7 評議員解任選任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表3により報酬を支払うことが出来る。

(適用除外)

第3条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

- 2 第2条第2項により報酬が支給される役員は、この規程を適用しない。

(交通費)

第4条 交通費計算方法は次の通りとする

実費：役員等の居住地の最寄駅からの鉄道路線バス等通常の交通費

(支給方法)

第5条 理事報酬等の支給の時期は、次の各号による区分に応じ当該各号に定める時

期とする。

(1) 理事報酬 每月 25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）

(2) 賞与 每年7月、12月

2 第2条3項から7項については、理事会、評議員会等への出席など業務にあたった都度現金により支給する。

3 報酬等からは、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（改 正）

第6条 この規程の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

別表1

役職名	報酬
理事長	月額 1, 000, 000 円
最高顧問	月額 200, 000 円

別表2

役職名	賞与
理事長	報酬月額 × 4 か月
最高顧問	

別表3

名称	報酬
理事会出席	5, 000 円 / 1 回
評議員会出席	5, 000 円 / 1 回
評議員選任解任委員会出席	5, 000 円 / 1 回

別表4

名称	報酬	交通費
理事及び評議員業務報酬	20, 000 円 / 1 日	実費
監事監査指導業務報酬	20, 000 円 / 1 回	